平成２３年（フ）第１３８号
北海道虻田郡洞爺湖町入江190番地221
破産者　大須田　祐
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
北海道旭川市永山１条24丁目５番12号
破産者　岡田　英幸
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６５号
北海道旭川市永山６条10丁目４番８号
破産者　岡田　正浩
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９８号
宮城県柴田郡柴田町西船迫４丁目１番地103
破産者　岩間　徳子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１０５号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字天神原山24番地
破産者　橋爪　広宣
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５０２号
茨城県水戸市酒門町166番地の１
破産者　小沼　忠男
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６６０号
埼玉県川越市岸町１丁目17番地26　ハルデンハイツ202号室
破産者　鈴木昭一郎
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７３０号
埼玉県ふじみ野市丸山２番17号　ＭハイムＡ棟201
破産者　北郷　　炎
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０４号
埼玉県富士見市ふじみ野東２丁目４番地１クルーセ23　202
破産者　谷村　武敏
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０１号
静岡県焼津市焼津４丁目12番５号　アメニティー亀創201
破産者　早川　輝雄
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６６号
静岡県浜松市中区富塚町1850番地の１ディアコート東島101、前住所静岡県浜松市南区安松町39番地の14
破産者　安田　哲平
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
静岡県掛川市薗ケ谷644番地の１
破産者　齋藤　大樹
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１１２２号
京都市左京区松ケ崎堀町54番地　山田佳一方、開始決定時の住所京都市東山区鞘町通正面下る上堀詰町267番地
破産者　山﨑　福美
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
奈良市油阪町１番地の８　フレアコート奈良308号
破産者　川崎　博道
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４８９号
奈良県大和郡山市今国府町378番地５
破産者　マツダ冷機サービスこと　松田　清隆
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７号
山口県萩市大字川島433番地３
破産者　モリタ薬品こと　森田猪太郎
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１０３号
福岡県田川郡香春町高野1325―２、住民票上の住所福岡県田川郡川崎町大字池尻435番地の１
破産者　池永　和豊
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２０８号
長崎県諫早市小川町1089番地２、前住所長崎県諫早市小船越町1271番地２
破産者　吉永　泰司
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
大分県別府市浜町15番６号、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見2751番地の13
破産者　川上八千代
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係